

事務連絡  
令和2年4月14日

市内指定介護サービス事業者 各位

西宮市介護保険課  
西宮市高齢福祉課  
西宮市法人指導課

### 介護保険にかかる各種手続きについて

平素は当市の介護保険事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様も既にご承知の通り、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたところです。

これを受けて、当市においては、介護保険サービス事業者の皆様が行う介護保険給付、介護認定等並びに介護保険サービス事業者に関する各種申請・手続きについては、従来より郵送等での手続きも可能であることから、原則として当面の間は窓口への来庁をお控えいただき、郵送でお手続きをいただきますようお願いいたします。

なお、利用者の方が行う手続きにつきましても、ほぼ全ての手続きが郵送で可能となっておりますので、各種お手続き等をご案内いただく際には、①電話で相談できること、②手続きは基本的には郵送で可能であることをあわせてご案内いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 郵送で対応できる主な手続き

##### ○介護給付に関する手続き

- 介護給付費過誤申立書の提出
- 福祉用具貸与例外給付確認申請書の提出
- 特定福祉用具購入費支給申請書の提出
- 居宅介護住宅改修費（事前・事後）申請書の提出

##### ○介護認定等に関する手続き

- 介護保険[要介護認定・要支援認定]申請書の提出
- 情報提供申請（本人同意書）兼誓約書申請書の提出
- 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出
- 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出
- 小規模多機能型居宅 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書の提出
- 介護認定調査票・特記事項の提出

##### ○事業者指定等に関する手続き

- 新規事業所指定申請以外に関する、各種変更及び加算、指定更新等

2. 書類の送付先

〒662-8567

西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所 各担当課宛

3. その他

受付印のある申請書等の控えが必要な場合は、申請書等のコピー及び返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

住宅改修費の支給申請及び特定福祉用具購入費の支給申請において、領収書の原本の返却を希望される場合も同様です。

以上

(問い合わせ先) 西宮市健康福祉局福祉部 介護保険課 給付・適正化チーム

電話 0798 (35) 3048

高齢福祉課 認定相談チーム

電話 0798 (35) 3133・3348

福祉総括室 法人指導課 事業者指定チーム

電話 0798 (35) 3152